

2. 続けて手当を受ける場合

児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

(現況届の提出が必要な方)

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・大学生年代の子(18歳年度末以降から22歳年度末までの間にある子)を含めて多子加算の対象となっており、その子が進学せずに就職している方
- ・その他、市町村から提出の案内があった方

※ 現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、8月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

※ 現況届の提出がない場合には、8月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

3. 以下の1～6に該当するときは、お住まいの市町村に届出が必要です。

1. 児童を養育しなくなったことなどにより、**支給対象となる児童がいなくなったとき**
2. 受給者や配偶者、児童の**住所が変わったとき**(他の市町村や海外への転出を含む)
3. 受給者や配偶者、児童の**氏名が変わったとき**
4. 一緒に児童を養育する**配偶者を有するに至ったとき**、または児童を養育していた**配偶者がいなくなったとき**
5. 受給者の**加入する年金が変わったとき**(受給者が公務員になったときを含む)
6. 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「**父母指定者**」の指定を受けるとき

寄付について

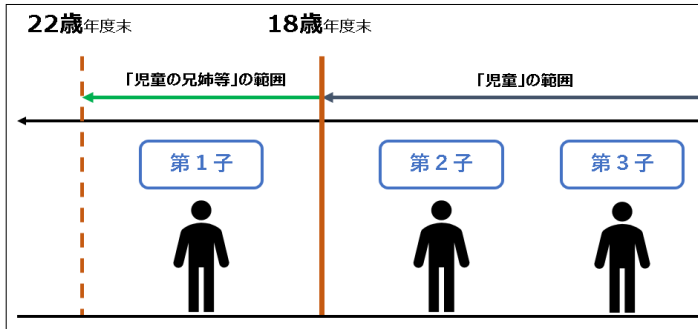
児童手当等の全部または一部の支給を受けずに、これをお住まいの市町村に寄付し、地域の児童の健やかな成長を支援するために役立ててほしいという方には、簡単に寄付を行う手続があります。ご関心のある方はお住まいの市町村にお問い合わせください。

所得制限の撤廃について

令和6年10月(12月支給分)から児童手当制度の改正により所得制限が撤廃されました。

※ これまで所得制限により手当が支給されていなかった方については、手当を受けるために、認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

多子加算(第3子以降)のカウント方法について



- ・児童とは
18歳の誕生日後の最初の3月31日までの間にある子のこと。
- ・児童の兄姉等とは
18歳の誕生日後の最初の3月31日を過ぎた後の22歳の誕生日後の最初の3月31日までの間にある子で、かつ、親等に経済的負担のある子のこと。(同居・別居の別、進学・就職等の状況にかかわらず経済的負担がある場合はカウントの対象となります。)

多子加算については、こどもが3人以上いる場合に必ずしも「第3子以降」としてカウントされるわけではなく、「児童の兄姉等」の範囲にある子を含む(上記図のような)場合、その子について監護に相当する世話等をしており、その生計費を親等が負担している場合に限りカウントされます。

なお、児童の兄姉等を含むことで多子加算の条件に該当する方については、「監護相当・生計費の負担についての確認書」をお住まいの市町村へ提出し申し立てる必要があります。

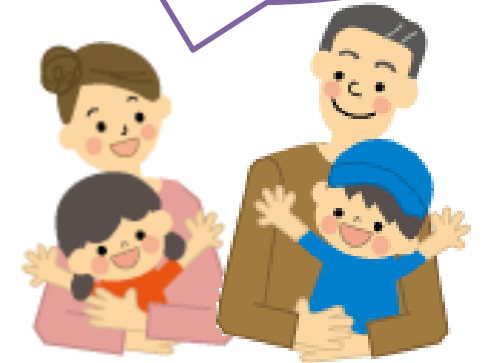
(初回の申立て以後も進学先の卒業や就職等により状況に変更があった場合には、変更の申立てが必要です。)

また、里親などに委託されている子や児童福祉施設などの施設に入所している子については多子加算のカウントの対象となりません。

令和6年10月から制度が一部変わりました

児童手当制度 のご案内

児童手当は
住所地の市町村に
申請してね!!



所得制限が撤廃され、支給対象も高校生年代まで拡大されました!

お問い合わせ先
黒部市役所こども支援課
電話 (0765) 54-2577

こども家庭庁 児童手当ウェブサイト



<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jidouteate/mottoouen>

～児童手当について～

1. 支給対象

高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

※ **支給対象の拡大により、新たに認定請求等が必要な場合があります。**申請が必要かどうかについては、お住まいの市町村へお問い合わせください。

2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満	15,000円 (第3子以降は30,000円)
3歳以上 高校生年代まで	10,000円 (第3子以降は30,000円)

※ 「第3子以降」とは、22歳の誕生日後の最初の3月31日までにある子（児童手当の対象となる児童の兄弟等）も含め養育している子のうち、3番目以降をいいます。
(より詳しい説明を5ページに掲載してあります。)

3. 支給時期

原則として、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月に、それぞれの前月までの2ヶ月分の手当を支給します。

4. 申し出があった方についての学校給食費や保育料などを、市町村が児童手当等から徴収することが可能です。

※ 学校給食費などの徴収を実施するかどうかは、各市町村で異なります。



児童手当制度では、
以下のルールを適用します！

1. 原則として、児童が**日本国内に住んでいる場合に支給します**（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。

2. 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、**児童と同居している方に優先的に支給します。**

3. 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、**日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します。**

4. 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、**その未成年後見人に支給します。**

5. 児童が里親などに委託されている場合や施設に入所している場合は、原則として、**その児童の里親などや施設の設置者に支給します。**

手続の方法は……

1. はじめに行うこと

●認定請求

お子さんが生まれたり、他の市町村から転入したときは、現住所の市町村に「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です（公務員の場合は勤務先に）。

市町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。申請はお早めにお願ひします。

※ 請求者名義の金融機関の口座番号がわかるものなど、必要に応じて添付書類を提出していただくことがあります。

※ 認定請求書には、請求者等の個人番号の記載が必要です。

「子育てワンストップサービス」について

「子育てワンストップサービス（びったりサービス）」を利用すれば、市町村の窓口に出向くことなく、マイナンバーカードを用いてオンラインで申請ができます。

申請は、出生や転入から15日以内に！

15日特例

児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。

ただし、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、**原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。**

1. お子さんが生まれたとき

出生の日の翌日から15日以内に、
現住所の市町村に申請が必要です！

※ 里帰り出産などで、母親が一時的に現住所を離れている場合も、現住所の市町村への申請をお忘れなく！

2. 他の市町村や海外から転入したとき

転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に転入先の市町村へ申請が必要です！

公務員の場合

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。以下の場合、その翌日から15日以内に現住所の市町村と勤務先に届出・申請をしてください。

- 公務員になった場合
- 退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※ 申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。